

4 こんな取組が行われています

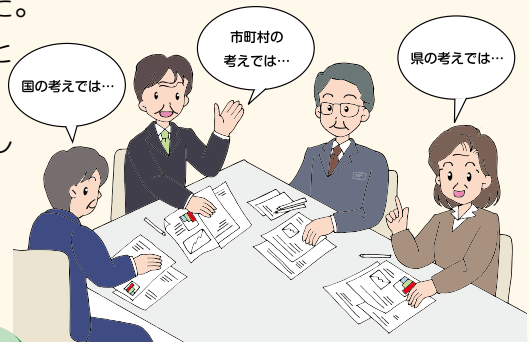
※第二期地方分権改革について説明します

① 国と地方の協議の場を法制化

平成23年5月に「国と地方の協議の場に関する法律」が公布、施行されました。

これにより、国と地方が同じテーブルに着き、県や市町村に関係する重要な事項（国と地方の役割分担、地方行財政、社会保障政策や教育政策など）について協議が行われることになりました。

地方分権改革を実のあるものにし、国と地方の新しい関係を築いていくためには、「国と地方の協議の場」を積極的に活用していくことが必要です。



分権博士の採点

国と地方の協議は、それまで、“国が地方の声を聞き置く”というものにすぎませんでしたが、法制化によって、

- ①合意したことは、国、地方双方が尊重すること
- ②協議の内容を国会に報告すること

が義務付けられ、国と地方の実効ある対話が可能となりました。



ひとくちメモ

◆ 国と地方の協議の場に関する法律（抜粋）

第3条（協議の対象）

協議の場において協議の対象となる事項は、次に掲げる事項のうち重要なものとする。

- 1 国と地方公共団体との役割分担に関する事項
- 2 地方行政、地方財政、地方税制その他の地方自治に関する事項
- 3 経済財政政策、社会保障に関する政策、教育に関する政策、社会資本整備に関する政策その他の国の政策に関する事項のうち、地方自治に影響を及ぼすと考えられるもの

第7条（国会への報告）

議長は、協議の場の終了後遅滞なく、協議の場における協議の概要を記載した報告書を作成し、国会に提出しなければならない。

第8条（協議の結果の尊重）

協議の場において協議が調った事項については、議員及び第2条第8項の規定により協議の場に参加した者は、その協議の結果を尊重しなければならない。

② 義務付け・枠付けの見直しと 条例制定権の拡大

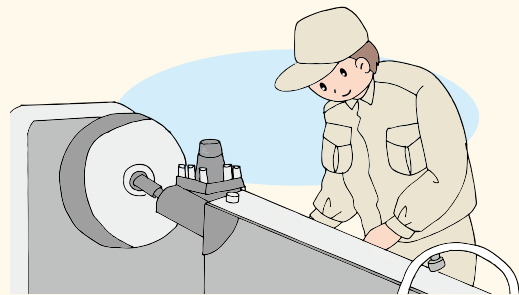
平成23年5月に公布された「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（第1次一括法）及び同年8月に公布された第2次一括法等により、県や市町村から国への協議、届出、報告等の義務が一部廃止されるなど、義務付け・枠付けの見直しが行われました。

また、福祉施設や公営住宅等の設置や管理などについては、県や市町村が地域の実情に応じて基準を設定できるよう、条例制定権が拡大されました。

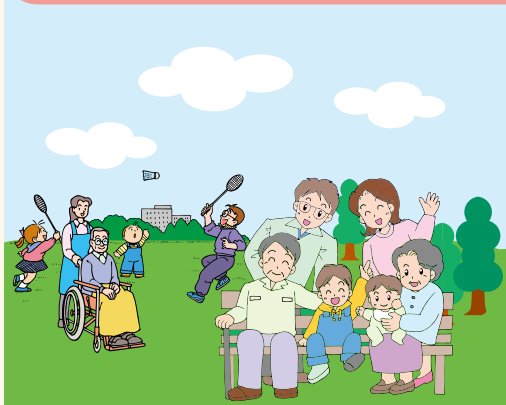
◇ 条例制定権拡大の例

その1 栃木県立産業技術専門校条例（H25.4.1施行）

県立産業技術専門校は、働くために必要な技能や知識を習得するための施設。県内企業等のニーズに対応した職業訓練が実施できるよう、この条例で、対象者や期間などの基準を定めました。



その2 高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例（H25.4.1施行）



中央公園や井頭公園など、県では9つの都市公園を設置しています。高齢者や障害者をはじめ県民だれもが、より利用しやすい公園となるよう、この条例で、園路、休憩所など公園施設のバリアフリー化に関する基準を定めました。



分権博士の採点

これまで行われた見直しは、地方分権改革推進委員会が勧告した4,076条項のごく一部にとどまっています。また、条例で定めるものについても、国が定めている基準に「従うべき」ものとされる例が多いなど、地方にとっては不十分な内容となっています。



③ 基礎自治体への権限移譲

住民に身近な市町村において総合的に行政サービスが提供できるよう、第2次一括法により、県から市町村に権限移譲が行われました。

【例えば、母子保健に関する事務】

これまで

【市町村】 母子健康手帳の交付、乳幼児健康診査等
【 県 】 未熟児の訪問指導等

権限移譲

移譲後

【市町村】
総合的で効果的な母子保健サービスの提供



分権博士の採点

県から市町村に移譲された権限は、地方分権改革推進委員会から移譲することが適当とされた64法律359事務の一部にとどまっており、まだまだ不十分な内容となっています。



④ 国の出先機関改革

国の出先機関の事務や権限を地方に移し、地方の自主性、総合性を高めるとともに、行政システムの効率化やスリム化を図るものです。



分権博士の採点

中央省庁は、自らの権限を地方に移譲することに消極的であり、国の出先機関改革は、これまで、ほとんど進展していません。



⑤ 地方税財源の充実強化

国と地方の役割分担の大幅な見直しと併せて、それぞれの担う役割に見合った国・地方間の税財源の配分のあり方を見直す必要があります。



分権博士の採点

まだ手つかずの状態。
地方の自由度の拡大の観点から、国庫補助負担金の積極的な見直しなども含め、地方への税財源の移譲が必要です。

